

## 大津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年3月11日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	重	森	昭彦
同	山	本	久子
同	津	田	穂積

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

### 【定期監査】

#### 1 補助金交付事務の適正な執行について

- (1) 監査執行対象機関名 市民部自治協働課
- (2) 監査執行日 平成30年9月20日
- (3) 監査の結果

市民部自治協働課では、住民福祉の増進と地域社会の発展を目的として大津市自治連合会が行う住民自治活動に対し、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）及び大津市自治連合会運営補助金交付基準に基づき補助金を交付しており、同交付基準においては、実績報告書に「領収書等（明細のわかるもの）の写し」の添付を義務付けている。

しかし、平成29年度の補助金の確定に際して、同課職員が直接、領収書等（明細のわかるもの）の原本確認を行ったとして、必要な証ひょう書類の提出が一部不十分のまま、補助金の確定がなされていた。

補助金交付事務については、「補助金交付に関する実績報告の確認の徹底について」（平成25年4月11日付け大総コ第16号所属長宛て総務部長通知）において、「実績報告書への領収書等の写しの添付においては、補助金の額の確定と使途が適切であったかを確認するためにも、その明細がわかるものの添付を報告書様式に明記するなどして、補助事業者に対して義務付け、これを確認すること」が求められているところである。このことから、上記通知を遵守し、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすとともに、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 平成31年1月29日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当課では、大津市自治連合会運営補助金の確定に際し、実績報告書に添付されている領収書等の証ひょう書類の写しの確認を行うとともに、当該証ひょう書類のみでは支出の明細が不明である場合は、当該領収書等の明細の原本を当課職員が直接確認してきたところです。

しかしながら、今回の監査結果において、大津市自治連合会運営補助事業実績報告書の様式に、添付書類として領収書等の明細のわかるもの写しを添付することを明記しているにもかかわらず、一部の支出において、当該添付が不十分であるとの指摘を受けたことから、今後は、申請者に対し、領収書等の明細のわかるものについて漏れのないように提出を求めます。

なお、このことについては、既に大津市自治連合会へも伝えてあります。

#### 2 預託金の適正な処理について

- (1) 監査執行対象機関名 企業局技術部お客様設備課
- (2) 監査執行日 平成30年7月26日
- (3) 監査の結果

大津市水洗便所改造資金貸付制度は、水洗便所への改造に必要な資金の融資をあっせんすることにより、水洗便所の普及整備を図ることを目的とした制度であり、当該制度においては、協定書を締結した取扱金融機関に資金を預託することとなっている。

しかし、この預託金については、下水道事業が公営企業会計に移行した平成22年度は予算計上されたものの、支出予算が執行されず、また、平成23年度以降は予算計上せずに、取扱金融機関に預託してきた。

地方自治法第210条においては、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定され、大津市水洗便所改造資金貸付取扱要綱第6条第2項においても「毎年度予算の範囲内において、資金を預託する」と定められていることから、当該預託金については、関係法令等を遵守し、毎年度、収入及び支出予算に計上した上で、適正に執行されたい。

- (4) 措置状況報告日 平成31年1月31日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘の大津市水洗便所改造資金貸付制度については、平成30年度をもって当該制度の利用者が無くなることから、一定の役割を果たしたものとして当該年度末をもって廃止することとしました。

なお、下水道事業は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用を受けるため、同法第24条の規定に従い適正に執行してまいります。

### 3 小・中学校配置のパソコン等の適正な管理について

(1) 監査執行対象機関名 教育委員会教育センター

(2) 監査執行日 平成30年8月23日

(3) 監査の結果

小学校及び中学校には、教室用のパソコンやタブレット、校務用のパソコン、大型テレビなど、さまざまなOA機器が配置され、児童・生徒の授業等に役立てられている。機器は全体で数千点にも上り、そのほとんどがリース契約で導入されている。

教育センターでは、これらの機器の導入、配置、移動等の管理を一括して行っているが、特にリース契約で導入された機器については、各学校に配置している数量は把握しているものの、個々の機器の学校間での移動等の情報等までは十分把握できていない状況である。

については、例えば、機器に管理ラベルを貼付し、台帳の整備を行い、移動等の手続を定めるなど、機器の効率的な活用と適正な管理が行えるよう管理業務の体制整備を図られたい。

(4) 措置状況報告日 平成31年1月28日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

情報機器（サーバ/パソコン/タブレット/外付けHDD/UPS/プリンター/TV/AP/プロジェクター等）の管理台帳を作成するとともに、情報グループ会議を開き、事務分担を見直した結果、管理台帳の担当者として2人を置くこととした。

また、情報機器への管理ラベルの貼付や管理台帳への登録を進め、リースで導入された情報機器についても適正な管理が行えるよう管理業務の体制整備を図っている。